

グリーンウッド法の 制度普及に向けた取組

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「グリーンウッド法」）は、合法性が確認された木材等の流通を促進し、違法伐採等の抑制を目指しています。令和7年4月に施行された改正法では、川上・水際の木材関連事業者による、木材・木材製品の合法性確認等が新たに義務付けられました。（改正グリーンウッド法の詳細は「林野」令和5年6月号No195を参照、また林野庁情報提供サイト「グリーンウッド・ナビ」でも随時情報発信中）

本稿では、グリーンウッド法の制度普及のための取組を紹介します。

グリーンウッドシステム

事業者の皆さまがグリーンウッド法に基づく、合法性確認結果の記録・保存、伝達等をより円滑に行えるようサポートする「グリーンウッドシステム」の運用を令和7年4月から開始しました。本システムは利用者登録を行うことでパソコン、スマートフォン、タブレット等から無料でご利用いただけます。

利用者登録申請については
こちらからアクセスできます➡



● システムを使うと 記録の保存や検索が容易になります



- 一覧で整理、検索可能
- 大量の書類の保管不要

登録木材関連事業者の証となるロゴマーク

グリーンウッド法に基づき登録を受け、合法性が確認できた木材・木材製品を積極的に取り扱う「登録木材関連事業者」の証であるロゴマークが作成されました。このロゴマークは、登録木材関連事業者の名刺、納品書、パンフレットやウェブサイト等に使用できます。登録木材関連事業者の皆さまにおかれましては是非ご活用ください。また、消費者の皆さまが登録木材関連事業者から商品を購入することは、世界と日本の森林を守る大切な1歩になりますので、マークを参考に事業者を選んでみてはいかがでしょうか。

ロゴマークの詳細については
こちらからアクセスできます➡



グリーンウッド法に関する情報は林野庁ウェブサイト「グリーンウッド・ナビ」で随時発信しています！

グリーンウッド法に関する情報提供

グリーンウッド・ナビ

Clean Wood Navi



<https://www.rinva.maff.go.jp/i/riyou/qoho/index.html>